

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」第 49 条第 1 項に規定する研修の内容及び実施方法等について

日頃より、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 4 月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）の訪問サービス従業者に関する「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（以下、「指定要綱」という。）第 49 条第 1 項に規定する研修の内容及び実施方法等を、別添のとおりを定めましたので、お知らせします。

指定生活支援訪問サービスを実施する事業者は、本通知に従い、適切に研修を実施し、質の高い生活援助サービスの提供体制の構築を図るようお願いいたします。

なお、指定生活支援訪問サービスは、介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者（以下「有資格者」という。）によるサービス提供を行うことも可能ですが、利用者のニーズに対応するサービスの供給量を考慮し、有資格者以外の担い手の確保の取組みを進めるなど、安定的なサービス提供や事業運営に努めてください。

【(参考) 指定要綱第 49 条第 1 項】

(訪問サービス従業者の員数)

第 49 条 指定生活支援訪問サービスの事業を行う者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第 3 条第 1 項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者、又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数とする。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第 1・2 グループ
電話 053-457-2787

(別添)

浜松市生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）
訪問サービス従業者に関する研修の内容及び実施方法等について

実施主体	浜松市の指定を受けた又は受けようとする生活支援訪問サービス事業者
実施方法	市が定める内容に沿った研修を事業者が行う、又は他の事業者が行なう研修を受講させる、のいずれかの方法で実施
対象者	浜松市の指定を受けた生活支援訪問サービス事業所で訪問サービス従業者として従事する者又は従事することが予定されている者（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者でない者）
研修の講師	① 介護支援専門員又は介護福祉士の資格を有する者による座学形式の講習 ② 実務経験のある訪問介護員による実技演習及び実践形式の実習
研修内容	① 講習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） ・介護概論、介護保険制度 ・尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止 ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理） ・高齢者の病気の知識（老化、認知症、障害等） ・介護技術（生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識） ・介護記録、事故報告書、ヒヤリハット等の記入方法と報告 ・コミュニケーションの手法、訪問マナー ・緊急時・事故発生時対応 ・安全の確保とリスクマネジメント（事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策） ・介護従業者の倫理、秘密保持 ② 演習・実習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） ・生活援助（掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配下膳、買い物）の実技演習 ・訪問サービス実習
注意事項	・上記の研修内容を目安に専門家監修の介護職員初任者研修テキスト等により効果的な研修を行うこと。 ・他の事業者が運営する生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者として勤務していた者を採用した場合には、経験年数等を考慮し、必要な内容の研修を実施すること。（一部を省略しても差し支えない。）
研修の実施報告	市が定めた内容の研修が適切に行われているかを確認するため、研修実施毎に市（介護保険課）へ報告をすること。（参考様式を参照）

(参考様式)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

フガナ

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

浜松市生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス)

訪問サービス従業者に関する研修実施報告書

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第49条第1項に規定する研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研修日時

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

2 研修内容

(1) 講習 (講習時間: 計〇時間)

- 介護概論、介護保険制度
- 尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止
- 高齢者の特徴と対応 (高齢者や家族の心理)
- 高齢者の病気の知識 (老化、認知症、障害等)
- 介護技術 (生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識)
- 介護記録、事故報告書、ヒアリハット等の記入方法と報告
- コミュニケーションの手法、訪問マナー
- 緊急時 事故発生時対応
- 安全の確保とリスクマネジメント (事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策)
- 介護従業者の倫理、秘密保持
- その他 ()

(2) 実習 (実習時間: 計〇時間)

- 生活援助 (調理、洗濯、掃除等) の訓練実習
- 訪問サービス実習

3 受講者

事業所名	氏名	生年月日	採用日

備考欄

※ 備考欄には、他の事業者が行なう研修を受講させる場合に研修形態や経験者を採用した場合における研修内容を記載すること。(例:「●●法人の●●事業所が実施する研修を受講」、「●●事業所で訪問サービス従業者として勤務していた経験があるため、基礎知識に関する講習及び実習を省略した。」)

※ 市 (介護保険課) へ報告書を提出する際には、写しを事業所に保存しておくこと。